

## 岐阜県市町村バス交通総合化対策費補助金交付要綱

(令和7年4月1日最終改正 公交第254号都市建築部都市公園・交通局長通知)

### (目的)

第1条 県は、住み良い地域社会の形成に寄与し、利便性の高い効率的な地域公共交通体系を確立するため、市町村（一部事務組合、広域連合を含む。以下同じ。）が支出する自主運行バス事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、当該市町村に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- 一 乗合バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。
- 二 自主運行 次に掲げる運行をいう。
  - イ 市町村又は市町村から依頼を受けた特定非営利活動法人等が法第79条の登録を受けて、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第1号に規定する交通空白地有償運送を行うもの
  - ロ 市町村から依頼を受けた乗合バス事業者が法第4条第1項の許可を受けて行う運行であって、道路運送法施行規則第9条の2に規定する地域公共交通会議その他類似する会議において協議が行われ合意されたもの（市町村から依頼を受けた乗合バス事業者が、平成18年10月1日前に道路運送法等の一部を改正する法律（平成18年法律第40号。以下「改正法」という。）による改正前の法第21条第2号の許可を受けて行っていた運行であって、改正法附則第3条の規定により改正法による改正後の法第4条第1項の許可を受けたものとみなされて平成18年10月1日以後引き続き行うものを含む。）
- 三 貸切バス事業者 法第3条第1号ロの一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者をいう。
- 四 タクシー事業者 法第3条第1号ハの一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者をいう。
- 五 代替運行 災害その他の知事がやむを得ないと認める事由により自主運行ができなくなった場合に行う次のいずれかに該当する運行をいう。
  - イ 市町村から依頼を受けた貸切バス事業者又はタクシー事業者が法第21条各号に掲げる場合に行うもの
  - ロ 市町村又は市町村から依頼を受けた特定非営利活動法人等が法第78条第1号に掲げる場合に行うもの
  - ハ その他知事が必要と認めるもの
- 六 補助対象期間 補助金の交付を受けようとする会計年度（財政法（昭和22年法律第34号）第11条に規定する会計年度をいう。以下同じ。）の9月30日を末日とする1年間とする。
- 七 事業費 自主運行バスの運行に要する経費（以下「運行経費」という。）から運送（経常）収益を控除した額（市町村以外が運行する場合はこれに相当する額）をいう。
- 八 事業率 事業費を自主運行バスの運行経費で除した数値（市町村以外が運行する場

合はこれに相当する数値) に百を乗じた数値(小数第2位を四捨五入)をいう。

九 過疎地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項(同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する過疎地域(同法第3条第1項若しくは第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)をいう。

十 辺地 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項の規定に基づく地域をいう。

十一 地方鉄道 第3セクターの鉄道事業者及びその他知事が認めた事業者をいう。

十二 財政力指数 普通交付税の算定に用いる標準的な税収等の額(基準財政収入額)を標準的な支出の額(基準財政需要額)で除して得た数値の過去3年間の平均値をいう。

十三 輸送量 次式によって算出された数値をいう。

$$\text{平均乗車密度} \times \text{運行回数}$$

十四 人口集中地区(DID地区) 補助申請年度の直近の国勢調査において、原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市町村の境域内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が5,000人以上を有するものとして設定された地域をいう。

#### (補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者は、次条に規定する補助対象系統の運行経費を支出する市町村とする。

#### (補助対象系統)

第4条 補助対象系統は、自主運行バスの系統(区域運行を含む。以下同じ。)のうち、次の各号のすべてに該当する系統とする。

##### 一 次のイからハに該当する系統

イ 利便性の高い効率的な地域公共交通体系を確立するうえで必要と認められる系統  
ロ 市町村において、他の交通機関との適切な役割分担及び輸送需要との適合性の確保等を図り、効果的かつ効率的に運行されるように計画的に改善の取組みがなされているものと認められる系統

ハ 県内を運行する系統。ただし、県内にとどまらず県外も運行する系统については、地域住民の生活交通の足を確保するうえで不可欠である等特段の事情がない限り、県外における運行区間は除くものとする。

##### 二 次のいずれかに該当する系統

イ キロ程が5km以上のもの  
ロ 1日当たりの輸送量が1人以上のもの

三 キロ程における人口集中地区(DID地区)内の距離の割合(区域運行の場合は停留所等の割合)が5割未満の系統

四 運送(経常)収益が運行経費に達していない系統

五 試験運行でない系統

六 普通交付税の対象とならない系統

2 補助対象系統の要件成否の決定は、当該補助対象期間の末日における状態に応じて決定するものとする。

#### (補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助対象期間における自主運行（代替運行を含む。）に係る事業により生じた事業費とする。ただし、次に掲げる運行経費限度額（基準経費単価（当該市町村のキロ当たりの運行経費（前年度の補助対象系統に該当する全市町村における自主運行のキロ当たりの運行経費を限度とする。）をいう。）に年間実車走行キロ及び知事が別に定める定数（定めのない場合にあっては、1）を乗じて得た額をいう。）に上限事業率（当該市町村の事業率（次に掲げる当該市町村の前年度財政力指数の区分に応じ、次に定める事業率を超える場合は、当該事業率を上限とする。）をいう。）を乗じて得た額（代替運行を行った系統については、当該系統に係る前年度の補助対象経費の額）を限度とする。

- 一 0.5未満 65.0
- 二 0.5以上0.7未満 55.0
- 三 0.7以上 45.0

#### (補助金の交付申請)

第6条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとし、その添付書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 市町村自主運行バス事業取り組みチェックシート（別記第2号様式）
  - 二 市町村地域バス交通実施計画（別記第3号様式）
  - 三 市町村自主運行バスの事業評価結果シート（別記第4号様式）
  - 四 運行する系統を示した地図
  - 五 系統別輸送実績等一覧表（別記第5号様式－1）、市町村按分前の系統別輸送実績等一覧表（別記第5号様式－2）、系統別運行回数一覧表（別記第5号様式－3）及び系統別年間実車走行キロ算出表（別記第5号様式－4）
  - 六 補助対象期間における支出の積算内訳を記載した書面（別記第6号様式－1、別記第6号様式－2）
  - 七 補助対象期間における収入の積算を明らかにした書面（別記第7号様式）
  - 八 道路運送法施行規則第51条の6に規定する登録証及び申請書等の写し又は道路運送法第5条第1項第3号に規定する事業計画（運行計画があれば運行計画も含む）の該当部分の写し
  - 九 支出証拠書類等
  - 十 生活交通確保維持改善計画等（国庫補助対象系統がある場合）
  - 十一 その他知事が必要と認める書類
- 2 前項の申請書の提出期限は、毎年度11月20日とする。

#### (補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める補助率を乗じて得た額以内の額とする。ただし、補助対象系統が地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号及び国空環第103号）第2編第1章第1節又は第2節に定める補助事業その他国の補助事業の対象である場合その他の場合は、当該金額から当該補助事業に係る補助金に相当する額等を控除するものとする。

- 一 次に掲げる系統 3分の1
  - イ 過疎地域又は辺地を経由する系統

- ロ 地方鉄道駅に結節し平成13年4月1日以降に合併した単一の市町村を運行するもので、平成13年3月31日以前における市町村の状態での町村をまたぐ系統
- 二 前号に掲げる系統以外の系統 4分の1

(補助金の交付の決定、履行確認及び額の確定)

第8条 知事は、第6条の規定により提出された申請書を審査のうえ、これを正当と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、聴取等による履行の確認の上額の確定を行い、補助金の交付決定及び額の確定通知書（別記第8号様式）をもって、当該申請者にその旨通知する。

(書類、帳簿等の保存期間)

第9条 補助金に関する書類、帳簿等の保存期間は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度以後5年間とする。

(補助金の交付の取り消し及び返還)

第10条 知事は、補助金の交付を受けた者が次の各号の一に該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- 一 本要綱の規定に違反したとき。
- 二 補助金の交付の決定の条件に違反したとき。
- 三 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。

附 則

1 この要綱による改正後の「岐阜県公共バス優先市街地活性化対策費補助金交付要綱」の規定は、平成16年度分の予算に係る補助金から適用し、平成15年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

2 「岐阜県地方バス路線特別対策費補助金交付要綱（平成7年7月12日交物第316号）」は、廃止する。

附 則

この要綱による改正後の「岐阜県公共バス優先市街地活性化対策費補助金交付要綱」の規定は、平成17年度分の予算に係る補助金から適用し、平成16年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱による改正後の「岐阜県市町村自主運行バス等補助金交付要綱」の規定は、平成18年度分の予算に係る補助金から適用し、平成17年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱による改正後の「岐阜県市町村バス交通総合化対策費補助金交付要綱」の規定は、平成19年度分の予算に係る補助金から適用し、平成18年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱による改正後の「岐阜県市町村バス交通総合化対策費補助金交付要綱」の規定は、平成20年度分の予算に係る補助金から適用し、平成19年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

#### 附 則

この要綱による改正後の「岐阜県市町村バス交通総合化対策費補助金交付要綱」の規定は、平成21年度分の予算に係る補助金から適用し、平成20年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

#### 附 則

この要綱による改正後の「岐阜県市町村バス交通総合化対策費補助金交付要綱」の規定は、平成22年度分の予算に係る補助金から適用し、平成21年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

#### 附 則

この要綱による改正後の「岐阜県市町村バス交通総合化対策費補助金交付要綱」の規定は、平成23年度分の予算に係る補助金から適用し、平成22年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

#### 附 則

この要綱による改正後の「岐阜県市町村バス交通総合化対策費補助金交付要綱」の規定は、平成25年度分の予算に係る補助金から適用し、平成24年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

#### 附 則

この要綱による改正後の「岐阜県市町村バス交通総合化対策費補助金交付要綱」の規定は、平成27年度分の予算に係る補助金から適用し、平成26年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

#### 附 則

この要綱は、平成30年度分の予算に係る補助金から適用し、平成29年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

#### 附 則

この要綱は、平成31年度分の予算に係る補助金から適用する。

#### 附 則

この要綱は、令和2年度分の予算に係る補助金から適用し、令和元年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

#### 附 則

この要綱は、令和2年度分の予算に係る補助金から適用する。

#### 附 則

この要綱は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

## 附 則

この要綱は、令和7年度分の予算に係る補助金から適用する。